

dX勤怠・労務管理サービス利用規約【現改比較表】2024年9月30日現在

～2024年9月29日（利用規約改定前）	2024年9月30日（利用規約改定後）～
<p>第7条（利用契約の成立）</p> <p>1.（略）</p> <p>2.（略）</p> <p>3.当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1)申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(2)申込者が第16条（禁止事項）の定め違反するおそれがあるとき。</p> <p>(3)申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除又は本サービスの提供停止等の措置を受けたことがあるとき。</p> <p>(4)申込者が本規約に定める契約者及び利用者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。</p> <p>(5)申込者が第27条（反社会的勢力の排除）の定め違反するおそれがあるとき。</p> <p><u>(6)当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</u></p>	<p>第7条（利用契約の成立）</p> <p>1.（略）</p> <p>2.（略）</p> <p>3.当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1)申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(2)申込者が第16条（禁止事項）の定め違反するおそれがあるとき。</p> <p>(3)申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除又は本サービスの提供停止等の措置を受けたことがあるとき。</p> <p>(4)申込者が本規約に定める契約者及び利用者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。</p> <p>(5)申込者が第27条（反社会的勢力の排除）の定め違反するおそれがあるとき。</p> <p><u>(6)申込者の法人番号について当社が確認できなかったとき。</u></p> <p><u>(7)当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</u></p> <p><u>附則（令和6年9月24日 C A S 3サ000400001615-01号）</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>この改正規定は令和6年9月30日から実施します。</u></p>

[ここに入力]